

様式 3

行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		社会福祉法人及び児童福祉施設等に対する改善等の勧告
行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名		社会福祉法 児童福祉法 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
条 項		社会福祉法第56条第4項、第5項 児童福祉法第34条の17第3項、第46条第3項 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第20条
所 管 課		子ども未来局 子ども育成部 子ども・青少年政策課 (電話：048-829-1883)
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の場合は、その理由)	<p>法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときに、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置（役員の解職を除く。）をとるべき旨を勧告することができる。</p> <p>また、勧告をした場合において、当該勧告を受けた社会福祉法人が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>家庭的保育事業等が設備及び運営の基準に適合しないと認められるに至ったときは、その事業を行う者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を勧告することができる。</p> <p>児童福祉施設等の設備又は運営が基準に達しないときは、その施設の設置者に対し、必要な改善を勧告することができる。</p> <p>幼保連携型認定こども園の設置者が、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反したときは、当該設置者に対し、必要な改善を勧告することができる。</p>
備 考		